

第 570 回広島地方最低賃金審議会

令和 8 年 7 月 7 日（火）

広 島 労 働 局
広島地方最低賃金審議会

1 日 時 令和8年7月7日（火）13時50分～15時15分

2 場 所 広島合同庁舎3号館1階15号会議室

3 出席者 （公益代表委員）

岡田 行正

酒井 朋子

中原 良子

三井 正信

村上 恵子

（労働者代表委員）

佐崎 吉宏

林 秀彦

藤中 裕治

藤村 直樹

（使用者代表委員）

池久保典也

木村 康弘

蔵田 秀和

長谷川信男

光村 賜純

（広島労働局）局長

宮原 真太郎

労働基準部長

矢野 総一郎

賃金室長

村上 勝彦

室長補佐

片山 恵美

賃金指導官

檀上 昌浩

労働基準監督官

渡邊 光弘

4 議 事

（1）広島県最低賃金改正決定に係る諮問について

（2）賃上げしやすい環境整備のための支援策について

（3）第1回運営小委員会報告

（4）その他

5 閉 会

【片山補佐】

ただいまより第 570 回広島地方最低賃金審議会を開会いたします。

本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員 5 名中 5 名、労働者代表委員 5 名中 4 名、使用者代表委員 5 名中 5 名、計 14 名の委員にご出席いただき、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する会議の定足数を満たし、本審議会は有効に成立、開催されています。

また、6 月 23 日から 29 日までの間、本審議会の公開の公示をいたしましたところ、7 名の方が傍聴されています。

なお、傍聴される方は、公示していた遵守事項に従っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは開会に当たりまして、広島労働局局長の宮原よりご挨拶を申し上げます。

【宮原局長挨拶】

本日はご多忙の中、広島県地方最低賃金審議会へのご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から、最低賃金制度のみならず、広島労働局が進める各種施策につきまして、ご理解、ご協力をいただいておりますこと、この場を借りて、御礼申し上げます。

さて、6 月 26 日に、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対し、地域別最低賃金額改定の目安について諮問がなされました。

今後、中央最低賃金審議会では調査・審議がなされ、地域別の改定目安額の答申がなされることとなっております。

本日は、この後、令和 8 年度の広島県最低賃金の改正決定に係る諮問をさせていただきます。

事務局としましては、審議会が円滑に運営できるよう努力してまいりますので、広島県の実情を踏まえて、十分に公労使でご審議いただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。

【片山補佐】

それでは、資料のご確認をお願いします。資料 No. 1 から No. 6-2 まででございます。また、机上配付資料といたしまして「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」、「令和 7 年度最低賃金審議経過一覧」、「広島県の経済・産業」、「広島県内の主要産業の動向」をお配りしています。揃っておりますでしょうか。

次に、発言していただく際のお願いがあります。議事録を作成する都合上、他の方とかぶらないよう前の方の発言が終わってから、名前を言って発言していただくようお願いいたします。

それでは、これより議事に入りますので、岡田会長、以後の議事進行をよろしく

お願いいたします。

【岡田会長】

議事（１）「広島県最低賃金の改正決定にかかる諮問について」です。

諮問の場面は、報道機関による撮影を許可します。

では、事務局から説明をお願いします。

【村上室長】

最低賃金法では、地域別最低賃金の改正については、「都道府県労働局長は、地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の改正の決定をしなければならない。」と規定されております。本日諮問文を用意しておりますので、労働局長の宮原から岡田会長に手交させていただきます。

（諮問文手交）

【村上室長】

報道機関の皆さま、撮影はここまでとさせていただきます。

諮問文の写しを配付させていただきます。

【岡田会長】

ただいま、宮原局長から、「広島県最低賃金の改正決定について」諮問を受けました。諮問理由について、事務局から説明願います。

【村上室長】

令和８年度における広島県最低賃金改正決定に係る諮問理由についてご説明申し上げます。

最低賃金法第９条第２項では、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。」と規定されており、同条第３項においては、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」

とされています。

資料は、最低賃金額を判断する３要素の資料として「１ 労働者の生計費」、「２ 労働者の賃金」、「３ 通常の事業の賃金支払能力」を、その他参考資料として「４ 地域・雇用情勢」、「５ 賃金引上げ支援策等」、「６ 要請文書」を配付させていただいております。

なお、配付資料は6月30日時点で取りまとめており、資料の通しページ番号は、資料内容と重ならないよう、資料上部に付しております。

はじめに、一つ目の要素【労働者の生計費】です。

資料No.1-1「消費者物価指数（総合）」をご覧ください。令和7年の前年比は、広島市3.4%、福山市3.2%の上昇となりました。令和8年に入り、広島市、福山市とも、前年同月より上昇しており、上昇率は1.0%から1.7%の範囲となっています。

資料No.1-2「10大費目指数（広島市）」、1-3「10大費目指数（福山市）」をご覧ください。食料の箇所を見てみますと、令和7年及び令和8年の5月まで、広島市は125.6から131.7、福山市は124.0から129.3の範囲で変動しています。この食料の数値は、先ほどの資料No.1-1「消費者物価指数（総合）」の消費者物価指数を超える状況となっています。

次に資料No.1-5「標準生計費」をご覧ください。単身勤労者の毎年4月の標準生計費の推移をまとめたものです。全国、広島市に加え、津市、大津市を記載しております。津市、大津市を記載した理由ですが、最低賃金額の高い順で、広島県の全国11位の前後となる、10位の三重県、12位の滋賀県の県庁所在地の標準生計費を比較するためです。標準生計費については、最低賃金との連動性は認められませんでした。長期的な傾向では、全国数値と同様に、各市とも上昇傾向にありました。

二つ目の要素【労働者の賃金】です。

資料No.2-1「広島県賃金額の推移（パート、規模別）」をご覧ください。「5人～29人」の令和7年の所定内給与額/時間額は1,303円で前年比は6.7%、「30人～99人」の令和7年の所定内給与額/時間額は1,339円で前年比2.9%、「100人以上」の令和7年の所定内給与額/時間額は1,426円で前年比9.0%でした。

資料No.2-2「広島県賃金額の推移（パート、規模・業種別）」をご覧ください。調査産業計「5人以上」の令和7年の所定内給与額/時間額が1,344円で前年比5.9%、調査産業計「30人以上」の令和7年の所定内給与額/時間額が1,378円で前年比5.8%でした。

業種別では、最も低い所定内給与額/時間額は「30人以上の卸売業、小売業」の令和7年の1,212円、前年比はどの業種も上昇で、最も上昇率が低いのは「5人以上の卸売業、小売業」の2.0%でした。

資料No.2-4「賃金構造基本統計調査における企業規模別給与額（広島県、短時

間労働者)をご覧ください。企業規模「10 人から 99 人」の表で、令和 7 年の 1 時間当たりの所定内給与額は、1,308 円で前年比マイナス 1.7%、企業規模「100 人～999 人」の令和 7 年の 1 時間当たりの所定内給与額は 1,419 円でマイナス 12.7%、企業規模「1000 人以上」の令和 7 年の 1 時間当たりの所定内給与額は 1,287 円で前年比 2.3%でした。

資料No.2-7「広島県新規学卒者の初任給の推移(産業計、企業規模 10 人以上)」をご覧ください。令和 7 年で最も低いのは、高校卒業の男性の 209,500 円でした。同じ資料の「令和 8 年 3 月 広島県新規学卒者の初任給状況(確定版)」をご覧ください。産業別で最も低いのは、「教育・学習」の高校卒業で 154,000 円、職業別で最も低いのは「生産工程・労務の職業」の中学卒業で 160,000 円、規模別で最も低いのは「5～29 人」の中学卒業で 171,000 円でした。

資料No.2-8「職業別有効求人・求職及び賃金の状況」の「常用パート」の求人賃金をご覧ください。表の一番上の職業計の右側、求人賃金の上限賃金が 1,301 円、下限賃金が 1,201 円になっています。職業別で最も低いのは「生産工程従事者の製品検査従事者」で、上限賃金が 1,106 円、下限賃金が 1,092 円になっています。

資料No.2-9「春季賃金引上げ妥結状況(令和 8 年)」をご覧ください。連合広島の 6 月 29 日発表の第 7 回集計結果では、300 人未満で引上げ額 13,255 円、引上げ率 4.78%と、昨年の最終集計結果と比較し、引上げ額は上回り、引上げ率は下回っています。経団連では、中小企業について 6 月 30 日時点で公表されておらず、5 月 27 日発表の第 1 回集計では、大手企業は引上げ額、引上げ率とも昨年の最終集計結果を上回っています。

3 つ目の要素【通常の事業の賃金支払能力】です。

資料No.3-1「最近の広島県経済の動き」からご説明いたします。中東情勢の影響を受けまして「広島県は供給制約に伴う生産数量の減少以上に、原材料・燃料費、物流費等の価格上昇に伴う企業のコスト負担増大と最終需要の減少が経済を下押しする」とされており、「米国・イランの戦闘が終結したとしても経済が元の状態に戻るには時間を要するとの見方が一般的」で、「本試算においてもエネルギーショックの影響は徐々に剥落していくものの、複数年に亘り経済が下押しされる結果となっている。」とされています。「景況感」では「物価高や中東情勢の緊迫化の影響で、企業マインド・消費者のマインドともに弱めの状況が続いている」とされており、「輸出」では「2026 年 4 月の広島県の輸出金額は、2640 億円、前年同月比+32.7%と 3 か月連続して前年を大幅に上回っている」状況でした。「生産活動」

では「2026年3月の広島県の鉱工業生産指数は、電子部品・デバイスの低下を主因に3カ月ぶりに低下したものの、引き続き高水準で推移しており、主力の自動車も回復傾向にある」とされています。「企業収益」では「日銀短観（3月調査）によれば県内企業の2026年度の業績は、売上高は概ね横這い、経常利益は製造業を中心に3期連続の減益を計画している。中東情勢の緊張が続く中、供給制約に伴う生産・販売の減少や、原材料・エネルギー、輸送コストの上昇等を通じ、計画が下方修正される可能性がある。」とされています。「設備投資」では「日銀短観によれば、県内企業の26年度の設備投資計画額は全産業ベースで前年度を上回る高い水準が見込まれている。人手不足の深刻化等を背景に、生産性向上や就労環境の改善に向けた投資を中心に今後も堅調な推移が予想されるが、企業収益の動向次第では計画が下押しされる懸念もある。」とされています。

資料No.3-2「広島県経済の動向」をご覧ください。「広島県経済の動向」では、「基調判断」は「緩やかな回復基調にある」とされており、「県内経済の先行き」は「今後の中東情勢の展開や原油価格の動向などが、企業の生産や賃金・価格設定行動、個人消費の動向など、県内の金融経済情勢に与える影響を注視していく必要がある。」とされています。「県内主要製造業の生産動向」では、鉄鋼は前年同月比で11.8%増加、自動車は前年同月比で14.6%増加、造船は前年同月比で15.0%増加、一般機械は前年同月比で15.7%増加、電気機械は前年同月比で11.9%増加となっています。「中小企業の動向」では「概況」として「一部の業種で景気の回復が見られるものの、県内の多くの中小企業は、原材料費やエネルギー価格の高騰、人件費の上昇に加え、国際情勢の緊迫化に伴う資材の調達難により収益が圧迫されるなど、厳しい様子が窺える。先行きについても、これらに伴う影響や深刻な人手不足の長期化、物価高に伴う消費低迷への懸念から、回復の見通しは依然として不透明である。」とされています。「企業倒産状況」の「今後の見通し」は「令和8年4月度の倒産件数は17件、負債総額58億2300万円で、件数は前年同月比、前月比ともに2カ月ぶりの減少、負債総額は前年同月比、前月比ともに2か月連続の増加となった。」、「原因別にみると販売不振が15件で最多となり、不況型倒産は15件で全体の88.2%を占めた。」とされています。

資料No.3-5「広島県経営者協会」のアンケート調査結果です。「景気動向」は「やや良い」が8%、「やや悪い」と「悪い」で34%、「令和7年度売上・利益」は「増収増益」が39%、「減収減益」が27%となっており、「令和8年度売上・利益見通し」は「増収増益」が26%、「減収減益」が21%でした。「広島県商工会連合会」の

令和8年3月の「中小企業景況調査報告書」の「広島県（産業別）業況DⅠ推移」では「令和8年1月から3月はいずれの産業もマイナス」であり、「令和8年4月から6月の見通しは製造業以外がマイナス」となっています。

資料No.3-6をご覧ください。「広島県中小企業家同友会」が1月に調査した結果です。「現在の経営状況」は「とても良い、少し良い」で36.2%、「少し悪い、かなり悪い」で27.8%、「一年後の経営状況の見通し」は「とても良くなる、少し良くなる」で37.1%、「少し悪くなる、かなり悪くなる」で13.1%、「現在の経常利益の状況」は「黒字基調」が42.5%、「赤字基調」が19.3%となっています。

あわせて【地域・雇用情勢】についてご説明いたします。資料No.4-1「管内の雇用情勢（令和8年5月）」は「有効求人倍率」は1.36倍で2か月ぶりの低下、「新規求人倍率」は2.43倍で4か月ぶりの上昇となり、「基調判断」は「県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているが、持ち直しの動きに弱さがみられる。物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。」となっています。

資料No.4-2「就職内定状況の推移」の就職内定率は、令和8年、大学生等は96.6%、高校生は97.7%でした。

資料No.4-3「広島県 労働力人口・転出超過の推移」の「転出超過の推移」は令和5年をピークに減少傾向となっています。

以上、ご説明しましたとおり、本年度も広島県内の経済、賃金指標に変化があると認められますため、広島県最低賃金の改正について、調査・審議をいただく必要があると考え、最低賃金法第12条に基づき、諮問させていただくこととした次第です。

なお、先月、6月26日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対しまして、最低賃金の目安諮問がなされておりますので、今後の目安結果も踏まえまして、ご審議いただきますようお願いいたします。

以上、諮問理由について説明させていただきました。

参考資料としましては、資料「5 賃金引上げ支援策等」は、中国経済産業局、広島労働局雇用環境・均等室の担当者から説明していただく資料などまとめております。机上配付資料では、ひろぎんホールディングス作成「広島県の経済・産業」などお配りしております。

また、今年度これまでに、広島労働局長あて、2つの組織から最低賃金改正等に係る要請及び声明がなされておりますので、資料No.「6-1」、「6-2」としてお配りしております。

事務局からは以上です。

【岡田会長】

ただいまの諮問理由について、ご質問はございますか。

(質疑なし)

【岡田会長】

専門部会の設置について、事務局から説明をお願いします。

【村上室長】

最低賃金法第 25 条第 2 項に「最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と規定しており、専門部会の設置が必要となります。

また、同条第 3 項では、「専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員、各同数をもって組織する。」となっており、委員の任命に当たっては、最低賃金審議会令第 3 条 1 項の規定により、「相当の期間を定めて候補者の推薦を求めなければならない」こととなっておりますので、労使委員の推薦公示をさせていただきます。

推薦の期限については、2 週間とし、7 月 21 日までとする予定です。

なお、公益代表委員候補につきましては、推薦公示の必要はありませんので、公益代表委員会議で、岡田委員、酒井委員、村上委員の 3 名が選出されておりますことをご報告させていただきます。

【岡田会長】

次に、改正決定の諮問に係る意見聴取について、事務局から説明願います。

【村上室長】

最低賃金法第 25 条第 5 項で、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」とされており、その聴取方法については、「一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示することによる。」こととされておりますので、本日の審議会終了後、意見聴取に係る公示を行うこととし、その期間は 7 月 21 日までを予定しております。

【岡田会長】

「専門部会に係る労使委員の推薦公示」並びに「諮問に係る意見聴取の公示」の

件について、ご質問等はございますか。

(質疑なし)

【岡田会長】

ここで15分、14時50分まで休憩を取ります。

(休憩)

【岡田会長】

それでは、再開します。

議事(2)「賃上げしやすい環境整備のための支援策について」です。

事務局から説明をお願いします。

【村上室長】

本日、

中国経済産業局 産業部 経営支援課から 西村 課長補佐

広島労働局 雇用環境均等室から 己斐 上席雇用環境改善・均等推進指導官
においでいただいています。

説明の時間をいただいてよろしいでしょうか。

【岡田会長】

はい。それでは、中国経済産業局、広島労働局の順でお願いします。

【西村課長補佐】

経済産業省の賃上げ関連施策についてご説明いたします。

まず、全体像をお示しした上で、「賃上げ原資確保のための生産性向上支援」及び「設備投資等支援の補助メニュー」についてご紹介いたします。

政府が掲げる賃金向上推進5カ年計画のうち、当省施策として1～4それぞれに関係がありますが、今回は「1. 生産性向上投資」にかかる、①省力化投資促進プランにおけるよろず支援拠点内に設置された生産性向上支援センターのご紹介と②の省力化投資補助金などの補助メニューについてご紹介させていただきます。

その生産性向上投資にかかる、支援ネットワークを図化したものがこちらになります。(185 ページ)

賃上げを実現しようとする事業者のみなさまに対して、「かかりつけ医」である金融機関、支援機関側の積極的な働きかけにより、稼ぐ力を高める方法について、気づきの機会を提供し、つづいて「専門医」による寄り添った支援を拡大することが基本路線となります。

特に中段にある「生産性向上を支援するセンター」がこの4月によろず支援拠点内に設置され、賃上げ原資を生むための生産性向上支援策の中核となります。

加えて、さらなる生産性向上につなげていくための支援メニューとして、右にある生産性革命事業や省力化投資促進事業が位置づけられます。

まず生産性向上支援の中核となるセンターについてご紹介します。(187 ページ)

よろず支援拠点は平成26年度に全国47都道府県に設置され、ワンストップ相談窓口としての機能を果たしてきました。

その拠点の中に、令和8年4月から、生産性向上支援センターが設置されました。

いずれも無料相談が可能である点が共通していますが、左のワンストップ相談窓口には、売上拡大や販路開拓、資金繰り相談などの専門家・コーディネーターが配置されており、特に賃上げの関係では価格転嫁サポート窓口が設置され、価格交渉に関する基礎的な知識や原価計算の手法取得を支援いたします。

一方、右側のチラシの生産性向上支援センターについては、より現場の課題解決に焦点を置いた支援機関で、業務の見える化、ムリムラムダの削減、作業の標準化など、状況に応じた最適な一步をアドバイスすることを目的にしています。

(188 ページ)

センターにも同様に、中小企業診断士などのサポーターが在席しており、無料でサポーターが複数回繰り返して現場訪問できるメニューとなっていることが大きな特徴です。従って、事業者のみなさまは各拠点に来ていただく必要はなく、自社もしくは工場にサポーターが赴き、現場状況を見ながら改善ポイントの助言を受けることができます。

支援内容の一例には自動化といった高度な内容もラインナップしていますが、実際は、全ての生産性向上のきっかけとして、5Sであつたりの作業環境の整備から始めていただくことが、結果的に目の前の生産性改善につながり、それを改善職場づくりの循環につなげていくことで、持続的な賃上げ原資の土台作りに貢献できると考えています。

繰り返しになりますが、このセンターは事業者のみなさまの会社、工場を訪問して活用いただく形の負担が少ない支援です。また、よろず支援拠点内に設置されているため、生産性センターのみならず、その他の相談にも連動してご利用いただけます。

右上のQRコードにアクセスいただければ、広島のセンタースタッフの顔やプロフィールを公開しておりますので、こういった専門家が相談に乗ってくれるかをイメージしていただき、是非ご利用をご検討ください。

なお、当センターを利用することで、次ご紹介する省力化投資補助金の採択審査時の加点が受けることができるなど、国の補助金との連動メニューも準備されています。

続いて、賃上げ原資確保のための設備投資等にかかる補助メニューを紹介します。(189 ページ)

生産性向上投資支援を規模と目的で分類したものがこちらになります。

今回はこの中から、売り上げ規模が1億円未満のみなさまを対象とした、「省力化投資補助金」、「デジタル化・AI導入補助金」、売り上げ拡大に重点を置く「新事業進出ものづくり補助金」、「持続化補助金」についてご紹介します。

まず省力化投資に特化した補助メニューの紹介です。

人手不足に対応するための省力化投資を後押しするための支援で、省力化効果のある設備をオーダーメイドで導入する際に活用できます。

補助上限は最大1億円、要件として労働生産性の年平均成長率4%以上増加、省力化の度合いなどを記載した事業計画の策定が必要となります。

活用事例として、オンラインショッピングの顧客増に対応する自動梱包機、自動検査装置を現場に合わせた形で導入するといったものが挙げられます。(191 ページ)

同じく省力化補助金となりますが、対象商品のカタログから選んで頂ける方式です。省力化に取り組まなければならないものの具体的にどうすればわからないといったお声を多く頂いており、カタログ形式でご用意したものです。

例えば、旅館における自動清掃ロボットや、倉庫への無人搬送車の導入など、様々な場面で活用頂ける省力化製品の購入費の一部を支援するものです。

対象製品も順次拡大しておりますので、是非、下のQRコードからカタログをご覧くださいと思います。(192 ページ)

デジタル化・AI導入補助金は、IT導入補助金の後継事業ですが、労働生産性の向上を目的とした業務効率化やDX推進、セキュリティ対策などITツールの導入支援を行うものです。通常枠では、労働生産性の年平均成長率3%以上の増加を要件とし、上限450万円で導入費用を補助します。

例えば、勤怠管理ツールの導入により、タイムカードを押さなくて良くなるなど、残業や労務管理コストの削減に繋がります。同じく、インボイス制度に対応したITツールの導入にも活用頂けます。(193 ページ)

新商品をつくる、異分野進出することで生産性を高めることを目的したメニューが「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」です。この春まで新事業進出補助金、ものづくり補助金とそれぞれで公募していたものが統合されたメニューとなります。(194 ページ)

先ほどご紹介したメニューに比べ、大型の投資に活用いただけるメニューとなっています。

6月末に公募要領が公開となっておりますので、詳細はQRコードからご確認ください。

持続化補助金は、小規模事業者の皆様を対象に、商工会・商工会議所の経営指導員の伴走支援を受けながら、経営計画を策定して販路開拓などの取組を支援する補助金です。(195 ページ)

事例として、観光ぶどう農園を有する喫茶店において、フリーズドライ製品の洗練されたパッケージデザインを作成し、高級スーパー等への商談に活用し、新たな販路を開拓したケースなどもあります。

また、関連融資として、補助対象経費の資金調達に活用できるマル経融資もあります。詳しくはお近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。こちらも商工会・商工会議所の会員に限らず、活用可能です。

ただいまご紹介したメニューは、こちらのミラサポというサイトにまとめられています。(196、197 ページ)

加えて、今回ご紹介できなかったメニューも含めて、ミラサポサイトの中に賃上げ対応特設サイトがありますので、こちらもご参照ください。

【己斐上席指導官】

広島労働局雇用環境・均等室の己斐と申します。

私からは業務改善助成金について説明をいたします。

資料は198 ページからです。資料No.5-2と資料No.5-3を使って説明をいたします。

助成金の概要は、資料No.5-2の裏面199 ページ、「業務改善助成金の概要」に書いてあります。中小・小規模事業者が、事業場内の最低賃金を引上げ、生産性向上のために設備投資等を行う計画を提出し、計画に沿って実施した場合に、設備投資等に要した費用の一部を助成します。何か生産性向上に資する物を購入するなどして、広島の場合はその金額に対し助成率3/4を掛けた金額と、引上げた金額及び引上げた人数に応じて決まっている助成の上限額を比較して、低い方の金額に1000円未満を切り捨てたものが助成される仕組みになっております。

どの程度この助成金の利用があるかということですが、資料No.5-3、201 ページの表をご覧くださいませでしょうか。こちらにこの助成金の利用件数を紹介する表を掲載しております。

広島は、令和7年度541件、令和6年度429件の交付決定をしており、増加傾向にあります。全国的にも同様の傾向かと思われます。お電話での問い合わせも多く、興味、ご関心が高い助成金と感じているところです。

次に、この助成金の申請期間についてですが、資料 No. 5－2 の裏面 199 ページの上の方の 2 つ目の丸印をご覧くださいませでしょうか。令和 8 年度の交付申請の受付は 9 月 1 日から、申請事業場に適用される地域別最低賃金の発効日の前日又は 11 月 30 日のいずれか早い日までとしています。

この助成金は資本金等又は常時使用する労働者数で判断して、中小・小規模事業業者に該当する者を対象にしております。申請事業者の規模は分析していませんが、労働者を雇用する個人事業主から、製造業であれば 300 人以下、飲食業であれば 100 人以下の規模の事業者さんからの申請もあり、幅広く申請をいただいております。

利用いただいた際の感想などですが、資料 No. 5－2 のおもて面 198 ページと 200 ページをご覧くださいませでしょうか。こちらの助成金では支給決定した事業主に対しまして、アンケートの協力を依頼しておりまして、令和 7 年度のご回答が届いており、回収率は 30% くらいです。1 番の「認知度」ですが、制度を知っていたという回答が約 68% となっております。2 番の「制度を知るきっかけ」ですが、厚生労働省ホームページ、社会保険労務士からの紹介などとなっております。3 番の「制度が役に立ったか」の回答では、「まあまあ」を含め、すべてで「役に立った」という回答を得ており、4 番でその「効果」を尋ねたところ、「生産性向上に繋がった」が 146 件、「事業場内最低賃金以外の賃金で働く労働者の賃金も引上げることができた」が 47 件となっております。導入した設備投資に直結した効果はもちろんのこと、資料 No. 5－2 の 4 番にありますように、「従業員の作業ストレスが減った」といった声もいただいているところです。この助成金をきっかけに、「事業場内最低賃金以外の賃金で働く労働者の賃金も引上げることができた」という回答が一定数あることが、波及効果という点で特筆すべきことと思っております。併せて、この助成金の大きな特徴としては、支給して終わりではなく、事業主の方に支給後の報告が求められることです。仮に、事後報告で賃金の引下げがあれば、支給取消の対象になってしまいます。そういった意味ではアフターフォローのある助成金となっております。

5 番の「今後も業務改善助成金を利用したいか」については、「利用したい」、「設備投資する予定が今後あれば、考えたい」という回答を多くいただいております。

業務改善助成金の説明は以上になります。今年度も引き続き、助成金の活用によって労働条件の改善を目指しているところです。ご不明な点がございましたら、雇用環境・均等室へご相談、お問い合わせいただければと思います。本日はお時間いただきましてありがとうございました。

【岡田会長】

ただいまの説明に対してご質問はありますか。

(質疑応答なし)

ありがとうございました。ご説明いただいた支援策等も踏まえ、審議を進めていきたいと思います。

【岡田会長】

議事(3) 「第1回運営小委員会」について報告してください。
事務局から説明をお願いします。

【村上室長】

6月23日に開催された第1回運営小委員会について、報告いたします。

運営小委員会では、「地域別最低賃金の発効日」、「特定最低賃金の必要性審議の進め方」について、検討していただきました。

まず、「地域別最低賃金の発効日」については、中央最低賃金審議会の「目安制度の在り方に関する全員協議会」で「発効日に関する方向性」が示された後に、その内容も踏まえて、再度検討していただくこととなりました。

本日お配りしました「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」が、中央最低賃金審議会の「目安制度の在り方に関する全員協議会」の報告となります。その資料8ページ「発効日の在り方」に係る対応方針の基本的な考え方について、読ませていただきます。

- ・発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項に「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされており、指定日発効4とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使委員間で、十分に議論して決定すること。」

- ・発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とすべきではない。発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公労使委員間で十分に議論した上で、発効日について判断すること。特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見

直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。

本日の運営小委員会では、この基本的な考え方を踏まえ、「地域別最低賃金の発効日」について、検討していただくとともに、前回の運営小委員会でも継続検討となりました「特定最低賃金の必要性審議の進め方」の検討をお願いいたします。

【岡田会長】

ありがとうございました。

運営小委員会の報告について、ご質問はございますか。

(質疑応答なし)

【岡田会長】

議事（４）「その他」です。

事務局から説明をお願いします。

【村上室長】

次回、第 571 回審議会の開催予定は 7 月 28 日（火曜日）午前 10 時からとさせていただきます。

なお、この日程は、中央最低賃金審議会の審議状況などにより変更となる場合がありますので、ご承知おきください。変更となった場合は、速やかにご連絡し、日程調整させていただきます。

【岡田会長】

次回の第 571 回審議会は、現段階では、7 月 28 日（火曜日）午前 10 時に開催予定ですが、変更となる場合があるということです。

変更となった場合は、事務局は日程調整をお願いします。

【村上室長】

かしこまりました。

【岡田会長】

そのほか、全体を通して、ご質問等ございますか。

(質疑応答なし)

【岡田会長】

それでは、次回の第 571 回審議会は、広島地方最低賃金審議会運営規程第 6 条第 1 項に基づき公開といたします。

これをもちまして、第 570 回広島地方最低賃金審議会を閉会といたします。